

提出された議案は、本会議や委員会審査が行われました。可決した主な議案の要旨と、それらに対する質疑を掲載しております。

第2回 定例会では 議案審査 このようなことを決めました

水道事業会計補正予算は、公債費の負担軽減を図るため、公営企業借換債、臨時特例措置の借換要件が緩和されたことに伴い、低利への借換および特殊勤務手当の廃止に伴う経過措置分などに係わる人件費の補正をするものです。

水道および下水道事業の公債費負担軽減
質疑 水道および下水道事業の公営企業借換債にかかる借換え効果と軽減額について伺いたい。

答弁 昨年度新設された公営企業借換債は、高金利対策として一定金利以上の借換えが公営企業債に設けられた臨時特例措置で、昨年度の借換えによる利子軽減額は、水道事業で約500万円、下水道事業で約1億3450万円となっている。この度の補正は、新たに水道事業の借換え要件が緩和されたことにより借換債を増額し、今年度の借換えによる利子軽減額は、水道事業で約1080万円、下水道事業で約730万円と見込んでいる。

今後地方6団体や他都市とも連携を取りながら、国等に強く要望し、公債費負担軽減に努めたい。

補正予算

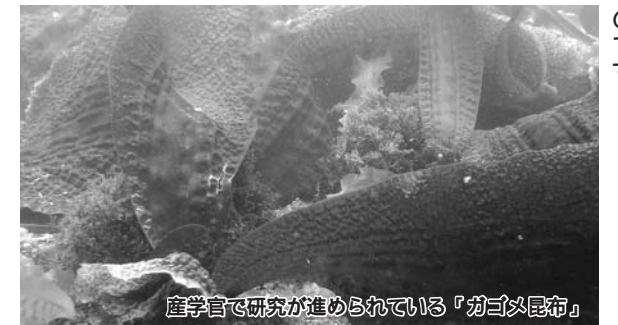
一般会計の補正予算は、歳出では、知的障害者更正施設や特別養護老人ホームの建設に伴う施設整備費補助金や、国の「都市エリア産学官連携促進事業」に函館地域が採択されたことに伴う関連経費など、また、減債基金に前年度繰越金の2分の1相当額を積み立てるとともに、今後の財政需要に対処するため予備費に財源を留保するものです。

歳入では、歳出補正に係る特定財源の補正のほか、

平成18年度 各会計補正予算額				
区 分	補 正 額	補正後の 予算総額		
一 般 会 計	1,230,824	127,904,824		
特 別 会 計	港 湾 事 業	2	4,074,002	
	国民健康保険事業	387	31,467,005	
	老人保健医療事業	645,264	33,314,241	
	介護保険事業	371,064	18,346,346	
	風力発電事業	13,021	39,493	
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	88,500	6,384,893
		支 出	87,132	8,404,066
	温 泉 事 業	収 入	3,179	568,023
		支 出	169	706,322
	公 共 下 水 道 事 業	収 入	552	10,708,989
		支 出	1,289	12,439,168
	病 院 事 業	収 入	359	17,710,101
		支 出	15,761	19,747,963

記載金額の単位は千円です。

平成17年度一般会計決算見込みが固まったことから、前年度繰越金を補正するものです。



産学官で研究が進められている『刃こみ農産物』

条例制定

地域交流まちづくりセンター条例
市民活動を支援するとともに、市民に交流等の場を提供および地域の情報を発信し、豊かで活力あるまちづくりに寄与するため未だ町に地域交流まちづくりセンターを設置するもので、施行期日は平成19年4月1日です。



地域交流まちづくりセンター（完成予想図）

地域交流まちづくりセンターの管理運営
質疑 地域交流まちづくりセンターの建物の利用のあり方について伺いたい。

また、利用料金制度を導入した場合、指定管理者は利用者に対し利用料金を還

空港ふれあい菜園への指定管理者導入の効果等

質疑 空港ふれあい菜園への指定管理者導入による効果と管理委託料の限度額の根拠について伺いたい。

答弁 空港ふれあい菜園への指定管理者制度導入による効果として、コスト面では、開園当初から指定管理者制度を導入していることから判断が難しいが、直営や委託での運営と比較した場合、弾力的な人員配置等により人件費等の縮減が図られたものと考えている。

サービスマンでは、昨年11月の開園に当たって実施した利用者アンケートの結果から指定管理者の栽培指導や気配りに感謝する回答が多数寄せられるなど市民が農業に親しみ、生産の喜びを味わうことができ、ひいては余暇時間の充実に資するという菜園の設置目的が達成されたと考えている。

管理委託料の限度額については、平成16年度から18年度の管理委託料の積算の考え方と相違点はないが、通年開設した平成17年度の実績を踏まえ、単年度の管理委託料を3万3千円増の149万円としたところである。



空港ふれあい菜園

条例改正

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
地方公務員災害補償法の一部改正に伴い通勤の範囲を改め、および介護補償を行わない場合の規定等を整備するもので、施行期日は公布の日となりますが、介護補償の改正規定は平成18年10月1日です。

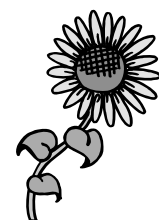
戸井ウォーターパーク条例
戸井ウォーターパークの管理に指定管理者制度を導入することに伴う規定の整備で、施行期日は平成19年4月1日です。



戸井ウォーターパーク

日乃出いこいの家条例
日乃出いこいの家の使用

介護保険事業特別会計補正予算は、平成17年度の介護保険事業特別会計決算見込みが固まったことから、介護保険料の余剰分を介護給付準備基金に積み立てるとともに、平成17年度に概算交付された国、道からの介護給付費負担金等について、それぞれの超過交付分を平成18年度に返還する必要が生じたため補正するものです。また、特殊勤務手当の廃止に伴う経過措置分として人件費の補正をするものです。



料を民営公衆浴場の現行料金に準じた金額に改定するもので、施行期日は平成18年7月25日です。

学校給食共同調理場条例
日吉が丘小学校親子学校給食共同調理場を廃止し、昭和小学校親子学校給食共同調理場が給食調理等を行う学校に日吉が丘小学校および北日吉小学校を追加するもので、施行期日は平成18年8月1日です。

市営谷地頭温泉使用条例
市営谷地頭温泉の入浴料金を民営公衆浴場の現行料金に準じた料金に改定するもので、施行期日は平成18年7月25日です。

火災予防条例
火災警報発令中における林野火災の防止を目的に、山林、原野等の市長が指定した区域内での喫煙を禁止するため、規定の整備をするもので、施行期日は公布の日です。

指定管理者とは
従前、公の施設の管理は地方自治体の出資法人に限定し委託されていましたが、地方自治法の改正により市が指定する「指定管理者」に管理を代行することができるようになりました。